

教会員籍の転入・転出に関する手続き

教会員籍の転入・転出に関する問い合わせをいただくことがあります。以下に、宣教部としてお勧めする一例を挙げますので、参考になさってください。関係書類は連盟HPから無料でダウンロードすることができます。

I：本人による転入会の申し出

転入願いの提出（教会所定の転入願い＋教会員手帳）

II：牧師＋執事／役員会による意思確認と準備

- ①牧師および執事／役員による面談（牧師だけでない方がよい）
- ②本人の信仰告白・信仰歴などの確認（「これまでの信仰生活の証」など）
- ③教会員籍のある教会（B教会）への確認
- ④オリエンテーション・研修（A教会の信仰告白・歴史・宣教の使命・組織などの紹介）

III：A教会総会での受入承認決議

臨時総会を開く場合もあるが、教会の主日礼拝で会衆の賛同を得ることで総会決議に替えている教会も多い。

IV：事務手続き

- ①送籍依頼状の送付（A教会⇒B教会）
- ②B教会での転出承認決議
- ③送籍状の送付（B教会⇒A教会）
- ④教会原簿への記入（A教会）
- ⑤教会員手帳への記入（B教会）
- ⑥教籍受理書の送付（A教会）
- ⑦教会原簿への記入（B教会）

V：留意点

- ・上記は転入会をするA教会での受入決議を優先した例。他教派では教籍のあるB教会の送籍決議を優先して、IV-①⇒②⇒③のあとにA教会の受入決議（上記ではIII）をする場合がある。
- ・II-③のように、本人の申し出だけでなく、教会籍のある教会に必ず確認をすることが大切。その手続きをせずにいきなりIV-①に進み、B教会との関係がこじれた例がある。
- ・他教派の教会の場合、教会籍の送付ではなく、「洗礼証明書」・「推書」という形で教会員であったことを証明する文書を送付する教会もある。
- ・また、まれにはあるが、教会籍の送付を拒否する場合がある。その場合にはA教会において、新しく教会籍を起こすことになる。
- ・転入会希望者が「浸礼」ではなく「洗礼」（滴礼）の場合は、A教会全体で理解されている手続き（それぞれの教会規則あるいは教会細則に則って）を行う必要がある。

VI：事務上の留意点

- ・転入・転出の日付の記帳について

B教会は転出の日付を、A教会は転入の日付を、下記のいずれかで記帳することとなる。

- ①A教会で転入が承認された臨時総会の日付
- ②B教会で転出が承認された臨時総会の日付
- ③A教会宛に送籍書が到着し、A教会代表者に教会籍が受理された日付

※この時、最も大切なことは、教会籍が二重に登録されている状態や、教会籍がどちらにも登録されておらず、宙に浮くような状態を作らないように注意する。そのためには、日付の記帳の際に判断が分かれる部分については、B教会とA教会で協議をした上で、日付を確定すると良いと思われる。

以上は、教会員籍の転入・転出に際して、教会とご本人が行っていくべき手続きなどを記述したものです。なお、事務手続きは、相手側の教会を尊重・配慮して、できるだけ、遺漏や遅滞がないように行いましょう。